

## 幸手市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告

東中学校校舎増築工事（建築）について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については幸手市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定によるものとする。

令和8年 4月 7日

幸手市長 木村純夫 印

### 記

#### 1 入札対象工事

- |              |                                              |
|--------------|----------------------------------------------|
| (1) 工 事 名    | 東中学校校舎増築工事（建築）                               |
| (2) 工 事 場 所  | 東中学校                                         |
| (3) 工 事 期 間  | 契約の確定の日から令和9年2月26日まで                         |
| (4) 予 定 価 格  | 事後公表                                         |
| (5) 最低制限価格   | 設定するが、事後公表とする。（最低制限価格を下回る価格にて入札をした者は、失格とする。） |
| (6) 工 事 概 要  | 校舎増築棟の新設工事 一式<br>放課後児童クラブの設置工事 一式            |
| (7) 入札手続等の方法 | 一般競争入札（事後審査型）                                |

本工事は、幸手市公共工事等電子入札運用基準及び幸手市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

#### 2 競争参加資格確認申請書の提出

令和8年 4月 8日（水）午前9時00分から

令和8年 4月24日（金）午後4時00分まで

（電子入札システムが稼動していない時間を除く。なお、この提出受付期間の終期日時を過ぎて提出した確認申請書は無効となる。）

#### 3 入札執行の日時等

変更することがある。この場合は、電子入札システム上で案内する。

(1) 入札書提出期間

令和8年 4月27日（月）午前9時00分から  
令和8年 4月28日（火）午後3時00分まで  
（電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

(2) 開札日時

令和8年 4月30日（木）午前9時00分

4 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (4) 幸手市契約規則（平成11年規則第25号）第22条の規定により幸手市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (5) 当該工事の公告日から入札日までの期間に、幸手市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者
- (6) 幸手市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外措置を受けていない者。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による「建築工事業」の許可を受けているものであること。ただし、下請代金の総額が建設業法施行令第2条で定める金額以上となる場合には、「建築工事業」で特定建設業の許可を受けているものであること。
- (8) 令和7・8年度幸手市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に「建築工事業」の業種で登載されている者で、「建築一式工事」について当該入札にかかる開札日から1年7ヶ月前以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けている者。
- (9) 埼玉県電子入札共同システムの利用者登録が完了している者であること。
- (10) 建設業法に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請契約の総額が、建設業法施行令第27条第1項で定める金額以上となる場合は本工事に対応する許可業種に係る専任の技術者でなければならない。

なお、配置技術者は、当該技術者が在籍する建設業者と一般競争入札参加資格等確認資料の提出日の3ヶ月以前から恒常的な雇用関係にあること。

落札候補者となった時点で配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載し、提出すること。

(11) 告示日現在、資格者名簿において次の要件を満たしている者

(ア) 埼玉県内に本店、支店等を有し、かつ、その本店、支店等が当市と契約の締結権限を有する者で、幸手市の資格者名簿に登載されている「建築工事業」のランクが、特A級又はA級の者で、かつ、希望工事の種類として「建築一式工事」を申請している者であること。

※ 資格者名簿は市ホームページに掲載してあります。

(12) 過去10年間（平成28年度～令和7年度）において、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と請負金額6,000万円以上の「建築一式工事」の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(13) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）

(14) 再度入札は3回までとする。この場合は電子入札システム上で案内する。なお、初回入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(15) 当該契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第14号）の定めるところにより、市議会の議決に付すべき契約であるので、落札者と仮契約書を取り交わし、市議会の議決後に本契約を締結する。

## 6 入札参加資格の有無の確認

幸手市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要領に基づき入札執行後の落札候補者についてのみ確認する。

## 7 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、次のとおりとする。

電子入札システムの「入札告示等ファイル」及び「発注図書ファイル」に掲載してありますので、ダウンロードしてください。

なお、これらを第三者に閲覧・貸与することを禁止します。

また、入札後における設計図書等の取扱いについては、自社又は積算に関与した下請業者のパソコン、その他の記録媒体によるデータ及び紙等に関わらず、速やかに消去又は破棄をしてください。

## 8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書を電子入札システムにより提出すること。

システムによる質問の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

### (1) 受付期間

令和8年 4月13日（月）午前 9時00分から

令和8年 4月14日（火）午前11時00分まで

### (2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子入札システム上で掲示する。

掲示期間

令和8年 4月16日（木）午後2時00分から

## 9 入札に関する注意事項

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出する際に、入札金額見積内訳書を提出すること。

(3) 再度入札は3回までとし、原則として、開札日の午後とする。この場合は電子入札システム上で案内する。なお、初回入札に参加しない者は、再入札に参加することはできない。

(4) 入札に参加する者の数が1者であるときも、入札を執行する。

(5) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(6) 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あったときは、電子入札システムによる電子くじにより、第1位の落札候補者を決定するものとする。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(7) 一度提出した入札書の撤回又は訂正をすることはできない。

## 10 入札保証金

免除する。

## 11 契約保証金

落札者は契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

## 12 支払条件

- (1) 前金払                    する（その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。
- (2) 中間前金払            する（中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。
- (3) 部分払                    する（部分払いを選択した場合に限る。）。

## 13 現場代理人の兼務

幸手市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領の規定によるものとする。

## 14 その他

- (1) 提出された確認申請書は返却しない。
- (2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 過去1年間に本市内で工事事故等を起こしたことがあり、かつ、市に通報していない場合は、入札書提出締切日の2日前までに申し出ること。
- (5) 公告日現在、名簿に登載されている業種及び格付け等が、公告事項（個別）の入札参加資格において要件とした事項に該当しない者が行った入札は、入札参加資格の審査を行わず、無効とする。

## 15 問い合わせ

- (1) 問い合わせ先    幸手市役所   総務部契約管財課   契約検査管財担当
- (2) 電話番号            0480-43-1111   内線262